

## 高知海区漁業調整委員会委員募集案内

1 募集人数 2名

2 募集要件 沿海の市町村に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者

※漁業者又は漁業従事者（下記のいずれかに該当する者）

- ・ 1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者
- ・ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の役員であって、その役員に就任する際、前述の規定を満たしていた者

2 任用期間 任命の日から令和7年3月31日

3 身分 高知県の特別職の非常勤職員

4 主な職務内容

高知海区漁業調整委員会及びその部会に出席し、下記の事項等について審議を行う。

- ・ 漁業法に基づく海区漁場計画の策定、漁業権の免許、資源管理に関する計画の策定等について調査審議し、意見をいう。
- ・ 関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする。

その他、会長は水産庁や全国海区漁業調整委員会連合会の主催する会に出席する。

※会長及び会長代理は、海区委員の互選により決定する。

5 報酬

海区委員会会長 日額29,000円

海区委員会委員 日額25,000円

6 推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、委員を選任する予定日において、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 高知県内に住所を有しない者。ただし、業務に支障がなく、特別な事情があるとして知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- (2) 高知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会の委員
- (3) 県税の滞納者
- (4) 高知県暴力団排除条例（平成22年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者

- (5) 漁業法第 138 条第 4 項の各号のいずれかに該当する者。各号は下記のとおり。
- ア 年齢満十八年未満の者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (6) 高知県議会の議員

## 7 推薦人の資格

委員候補者の推薦を行うことができない者は、委員推薦時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会の委員
- (2) 高知県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者
- (3) 高知県議会の議員

## 8 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送により、指定の窓口にご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

### (1) 提出書類

- ① 推薦書又は申込書（様式は下記の区分による）

区分	様式
個人からの推薦	様式第 1 号
法人等からの推薦	様式第 2 号
一般募集	様式第 3 号

### ※経歴欄について

下記の経歴等を有する者は、推薦書又は申込書の様式の【経歴】欄に記載をお願いします。

- ・ 漁業歴
- ・ 漁業士
- ・ 漁業研修指導員経験
- ・ 漁業関係団体（注 1）の従事歴、役員歴
- ・ 漁業種別協議会（注 2）での役員歴又は漁協の地区委員歴
- ・ 漁業種別協議会での活動歴
- ・ 法人、団体の役員歴等、活動歴

（注 1） 漁業協同組合、高知県漁業協同組合連合会、高知県信用漁業協同組合連合会、業種別組合（全国合同漁業共済組合、日本漁船保険組合、全国共済水産業協同組合連

合会（共水連）など）

（注2）高知県近海鯉鮪漁業協会、高知県機船船曳網振興協議会、高知県ブリ稚魚採捕対策協議会、高知県海水養魚協会、高知県漁協青年部（女性部）連合協議会、漁協内部又は地域別の漁業関係部会（漁協青年部・女性部、小型船主組合など）、地域別の漁業関係部会、協議会（芸東地区沿岸漁業協議会、芸東さんご船船主組合、漁業自主調整協議会など）

## ② 添付書類

### ア 納税証明書（県税）

推薦書又は応募申込書提出時から遡って1ヶ月以内に発行されたもの。

### イ 漁業者又は漁業従事者の要件を満たしていることが確認できる書類

漁協が発行する証明書（参考様式）

### ウ 住民票（本籍地の記載がある、発行後3ヶ月以内のもの）

## （2）書類の配布場所

高知県水産振興部漁業管理課、室戸漁業指導所、中央漁業指導所、土佐清水漁業指導所、宿毛漁業指導所、安芸福祉保健所、中央東福祉保健所、中央西福祉保健所、須崎農業振興センター、幡多福祉保健所、高知県庁本庁舎1階県民室

上記窓口で配布するほか、高知県ホームページからもダウンロードできます。

■高知県ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040000/040301>

## （3）受付（募集）期間

令和6年4月11日（木）から5月10日（金） 午後5時【必着】

## （4）書類の提出先

高知県水産振興部漁業管理課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

※持参の場合 募集期間中の平日 午前8時30分から午後5時まで受付

## （5）推薦及び応募状況の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに、高知県ホームページで以下の内容を公表します。

ア 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別

イ 推薦者（法人等）については、組織の名称、目的、代表者の役職・氏名、構成員の数、構成員たる資格その他組織の性格を明らかにする事項

ウ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

エ 推薦又は応募の理由

## 9 問い合わせ先

高知海区漁業調整委員会事務局（高知県水産振興部漁業管理課内）  
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号（高知県庁西庁舎6階）  
電話番号 088-821-4608

## 10 選任方法

提出された書類を審査し、必要に応じて高知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会において実施した評価を参考に、知事が委員候補者を選考します。

高知海区漁業調整委員会委員の任命には、高知県議会の同意が必要となることから、その結果は10月下旬に推薦を受けた者及び応募者全員に文書で通知します。

なお、電話等での結果に関する問い合わせにはお答えできません。